

財団の契約制度は、東京2020大会における事案等を踏まえ、①公平性と経済性を重視した契約方法の採用、②重層的な審査体制の構築、③透明性の高い**契約結果等の公表**を実現できる仕組みとした。

契約方法	概要	備考
競争入札 原則の契約方法	○ 東京都に準じて原則として希望制指名競争入札（※）の採用 ※ 一定の資格要件を満たす者から入札の希望申請を受け付けた上で入札参加者を指名 ○ 入札手続きは、電子入札システム（ビジネス・チャンスナビ）を活用	○ 下見積を参考に予定価格を設定する場合には、なるべく5者以上から下見積を徴取
複数見積契約	○ 複数事業者から見積を徴取して最も低い見積額を提示したものと契約 ○ 予定価格が一定額以下の場合のみに実施可	工事請負：予定価格 400万円 以下 委託ほか：予定価格 200万円 以下等
プロポーザル方式契約	○ 契約の性質・目的が競争入札等に適さず、企画内容の提案により契約相手を選定する必要があるときに実施 ○ 企画提案は審査会で審査し、契約相手を選定	
特別契約	○ 単数見積による随意契約 ○ 少額契約（予定価格が100万円以下）や、スポンサーの供給優先権に基づく契約を除いて、安易な採用は認めず、極めて限定的な運用に留める。	○ スポンサー供給優先権による特別契約で、見積額が予定価格を上回る場合には、減額交渉を実施



積極的な競争入札の実施により、累計で**14.6億円の落札差金**が発生→他の事業推進に必要な財源として活用

- 契約の適正性の確保に向けて、契約の重要度（予定価格）に応じた重層的な審査体制を構築
- 重要な契約案件については、外部委員（弁護士・公認会計士）が加わる契約・調達委員会及び契約・調達管理会議でそれぞれ審査

世界陸上財団

案件の重要度に応じて適正に審査

理事会

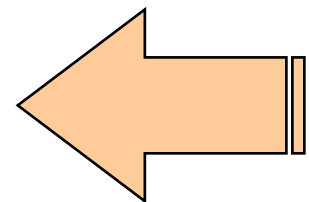
- ・ 予定価格 2 億円以上
- ・ 全てのスポンサー契約

契約・調達委員会 (外部委員含む)

- ・ 予定価格2,000万円以上
- ・ 全てのスポンサー契約

契約・調達会議 (内部委員)

- ・ 予定価格2,000万円未満



財団の契約案件を
都が重層的にチェック

東京都

(都/陸連/財団の共同設置)

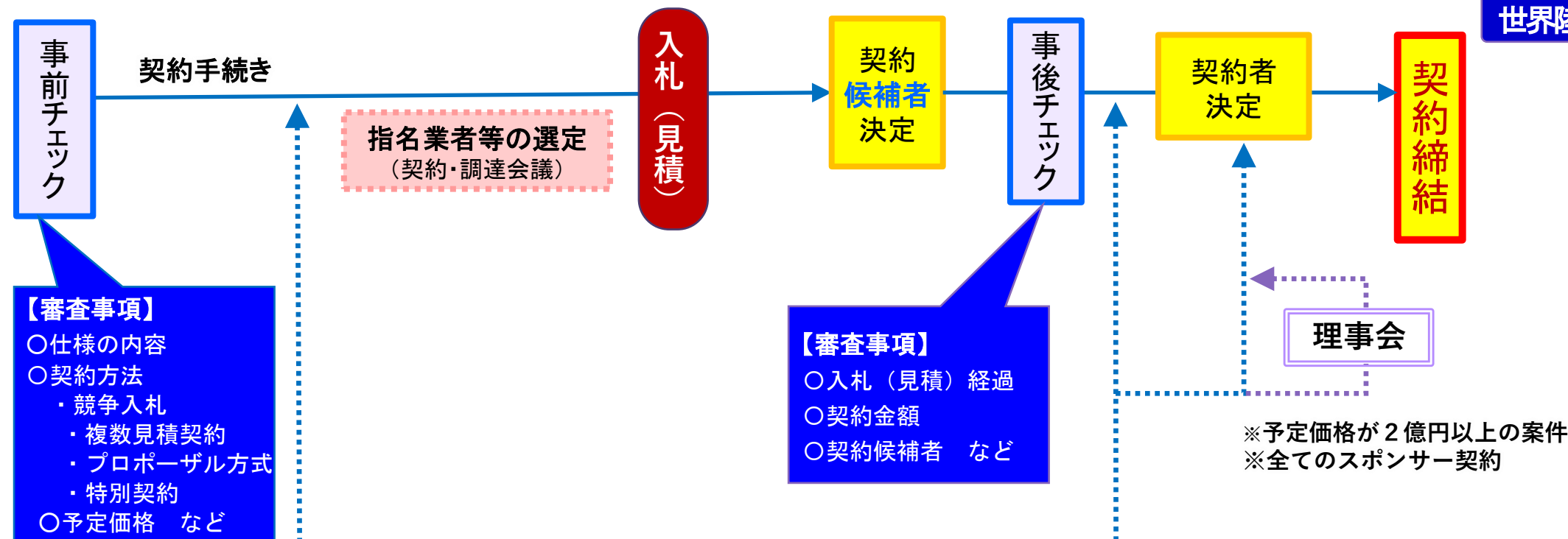
契約・調達管理会議 (外部委員含む)

- ・ 予定価格2,000万円以上
- ・ 全てのスポンサー契約
- ・ 特別契約（少額除く）等

※ 予定価格は委託等の額を掲載

予定価格2,000万円以上の契約案件（委託等）の審査フロー

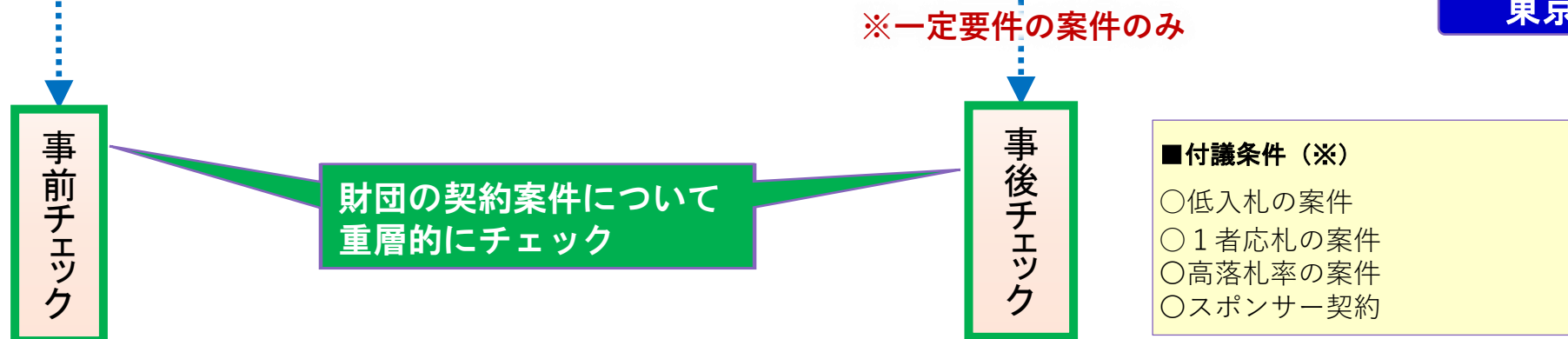
世界陸上財団



契約・調達委員会

契約・調達管理会議

東京都



契約・調達行為の**透明性の向上**を目指し、①**契約・調達委員会の審査結果の概要を公表**するとともに、 契約締結後は、東京都の基準に準じて、②**契約過程・契約結果等の詳細情報を公表**

① 契約・調達委員会に関する公表

○ 審査案件の契約締結後に、**以下の内容を公表**

公表内容	開催日・場所、出席委員、審査案件、 審査結果、委員の主な意見（議事要旨）
------	---

② 契約過程・契約結果等に関する公表

○ 東京2020大会組織委員会で公表していなかった**入札（見積）経過状況や随意契約の金額や特命理由等も公表**

【入札に関する情報】

公表項目	世界陸上財団
件名	公表
契約相手	公表
契約金額	公表
入札経過 (入札参加者名・金額)	公表

【随意契約に関する情報】

公表項目	世界陸上財団
件名	公表
契約相手	公表
契約金額	公表
見積経過 (見積参加者名・金額)	公表
特命理由	公表

※ 少額契約（予定価格100万円以下）を除く

大会直前期以降の緊急を要する調達案件への対応について

1 基本的な考え方

- 計画的に準備すべき調達案件については、これまで同様の契約手続を採用
- 一方で、大会を間近に控える **7 月以降に緊急に調達を要する案件**が生じた場合には、**より迅速な手続**を採用

2 これまでの契約手続の概要

- **大会の準備段階**に適した「**公平性と経済性を重視した契約方法**」と、「**重層的な審査手続**」を採用し、**契約の適正性を確保**

契約方法

◆希望制指名競争入札を原則として採用

資格要件を満たす者から入札の希望申請を受け付けた上で、入札参加者を指名する入札制度

→ **入札希望受付が必要なため、案件公示から開札まで時間を要する**

★事前審査から契約締結までの日数

予定価格2000万円以上	準備 + 43日程度	予定価格2000万円未満	準備 + 35日程度
--------------	-------------------	--------------	-------------------

入札の際には、より迅速な契約手続が可能な契約方法に見直し

審査手続

◆契約の重要度（予定価格）に応じた重層的な審査

※ 以下の予定価格は「委託」の例

予定価格 2 億円以上 : 契約・調達委員会 (2回)、契約・調達管理会議 (1~2回)、理事会

予定価格2000万円以上: 契約・調達委員会 (2回)、契約・調達管理会議 (1~2回)

予定価格2000万円未満: 契約・調達会議 (2 回)

→ **準備段階 (2023年7月~2025年6月) の2年間で、2000万円以上の新規案件は概ね終了**

適正性の審査の仕組みは変更なし

3 7月以降の緊急調達案件への対応

- ① これまでの2年間に大会の準備・運営に必要な主な契約は締結済であることから、契約変更で対応できるものは契約変更を優先
- ② 契約変更で対応できず、新規契約が必要なものは、より迅速に契約締結できるように運用を見直し

1 契約変更を積極的に活用

- ・ 大会直前・期間中に不測の事態が生じた場合には、契約準備行為（仕様書作成、下見積徴取、予定価格積算）や入札等を行っている暇がないため、既存の契約変更で対処することを優先

締結済の 主要契約 (例示)	【会場関係】 会場運営業務委託、FF&Eの運営及び大会関連施設の会場設営業務委託、会場警備業務委託 【工事関係】 仮設構築物等整備業務、ネットワーク等構築業務 【路上関係】 競歩競技運営業務委託、路上交通警備業務委託 【その他】 輸送業務委託、宿泊関連等業務委託、ルック・クリーンベニュー業務委託
----------------------	---

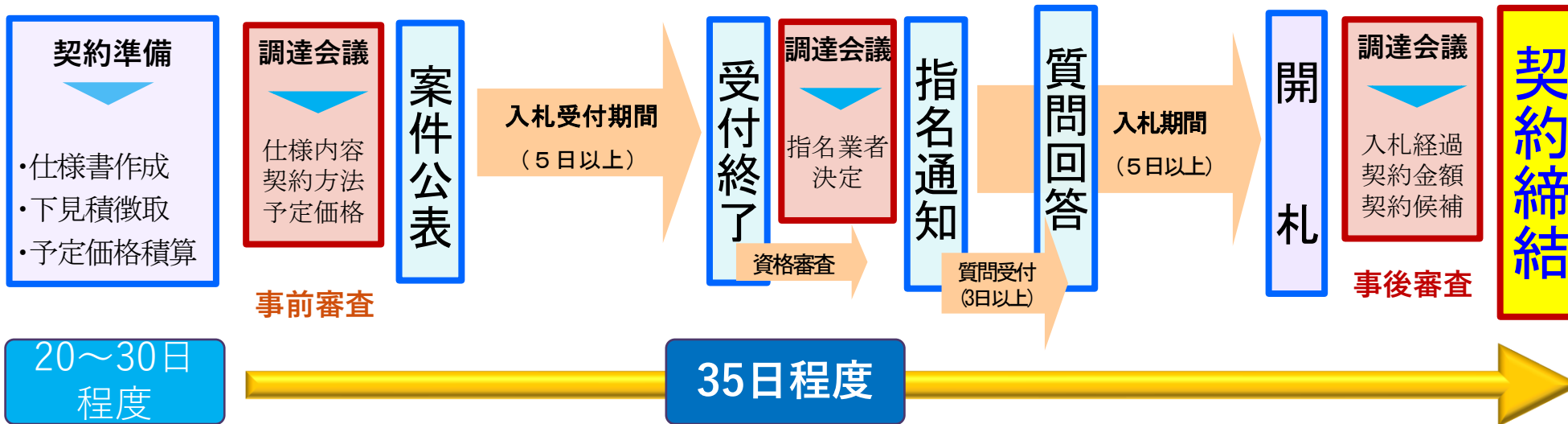
2 新規契約で対応する場合の運用の見直し

- ・ 7月以降の緊急を要する調達案件については、契約方法を指名競争入札（※）により実施
（※）一定の資格要件を満たす事業者を財団が指名し、入札を実施する方法
- ・ 競争性を十分に確保するため、契約・調達規則第6条2項に基づき、入札参加の指名事業者数は5者とする

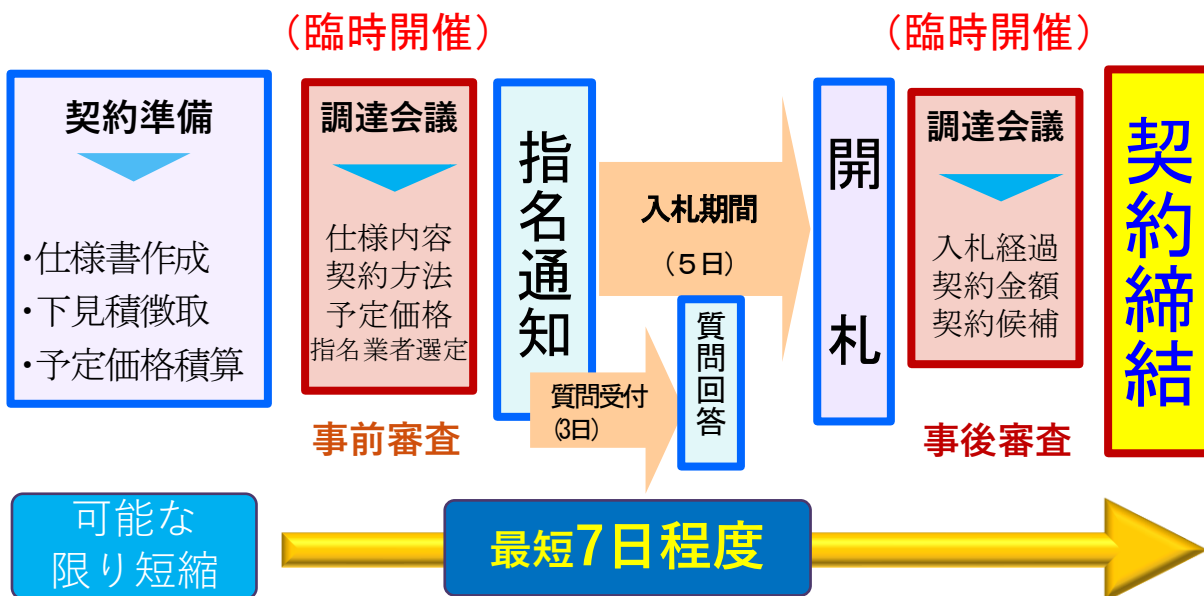
指名競争入札を採用した場合

予定価格が2000万円未満の案件においては、契約・調達会議を臨時開催として、入札手続に必要な日数を最小限に設定することで、事前審査から契約締結までを7日程度で実施可能（現行では35日程度要するため、1/5に短縮）

【希望制指名競争入札】 契約締結までの流れ （予定価格2000万円未満の案件（委託等））



【指名競争入札】 契約締結までの流れ （予定価格が2000万円未満の案件（委託等））



- 指名競争入札とすることで、入札受付期間が不要となる
うえに、契約・調達会議の開催を1回減らすことが可能
- 毎週火曜に開催している契約・調達会議を臨時開催にす
るとともに、入札期間も必要最小限の5日に設定

希望制指名競争入札の
1 / 5 の日数で契約可能